

TOKYO ジュニアスポーツアンバサダーに関する要綱

令和 6 年 9 月 26 日
6 生推ス第 552 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、TOKYO ジュニアスポーツアンバサダーについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 国際競技連盟が主催又は共催する国際大会等に日本代表として出場する選手を東京都（以下「都」という。）が「TOKYO ジュニアスポーツアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）」に任命し、当該選手を応援するとともに、ジュニア世代のスポーツ気運の醸成を図ることを目的とする。

(対象者)

第 3 アンバサダーの対象となる者は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体（準加盟・承認団体を含む）、公益財団法人日本レクリエーション協会に加盟する種目団体又は日本パラリンピック委員会に加盟する競技団体（以下「競技団体等」という。）に所属し、次の各号の全てに該当する選手とする。

- (1) 国際競技連盟が主催又は共催する国際大会等に日本代表として出場する選手で、競技団体等が推薦する選手であること。
- (2) 都に在住又は在学し、任命する年度末時点において 18 歳以下の選手であること。

(活動)

第 4 アンバサダーは、都の取組に賛同し、次に掲げる（1）及び（2）の活動を行う。また、（3）の活動においては、可能な限り協力に応じるものとする。

- (1) 取り組んでいる競技の魅力やルール、出場した国際大会の成果報告及びアンバサダーとしての活動等に関する SNS 等による発信

なお、アンバサダー自身の発信が難しい場合は、競技団体等の SNS 等のアカウントを用いて発信することとする。

- (2) 都HP等による発信の協力

- (3) 都の求めに応じ、都のスポーツ関連事業において国内大会及び国際大会での経験や競技の魅力等の発信

(推薦)

第 5 競技団体等の代表者は、アンバサダーの推薦候補者があるときは、その事績を精査し、東京都知事

宛て推薦するものとする。推薦に必要な書類は次の（１）から（８）のとおりとし、様式は別途定める。

- （１） 各競技団体等による推薦書
- （２） 各競技団体等による推薦者個票
- （３） 国内で開催された予選会の成績を証するもの
- （４） 国際大会への出場基準が確認できる書類
- （５） 出場する国際大会の開催要項（原語及び日本語訳）
- （６） 誓約書
- （７） 個人情報取扱同意書
- （８） その他、都が必要と認める書類

２ 各競技団体等からの推薦は、年度ごとに原則として１回を限度とし、個人競技（種目）の場合は、原則１名、団体競技（種目）の場合は、１チーム内の対象となる個人選手（複数可）とする。なお、各競技団体等からは、個人競技、団体競技のどちらか一方に推薦するものとする。

また、当該年度に既にアンバサダーに任命されている選手が、翌年度のアンバサダーの推薦対象とする国際大会への出場資格を獲得した場合、翌年度において再度の推薦を可能とする。

- ３ 推薦対象の選手には、試合当日ベンチに入るなど交代選手として出場する可能性がある選手を含むものとする。
- ４ 令和６年度に推薦の対象とする国際大会は、令和６年４月から同年１２月までに実施される大会とする。

令和７年度以降に推薦の対象とする国際大会は、当該年度の前年度の１月から当該年度の１２月までに実施される大会とする。

（任命）

第６ 都は、競技団体等からの推薦を受け、適正と認められる場合には、アンバサダーに任命し、競技団体等を通じて任命書を交付する。

- ２ 任命期間は、任命の日から１年間とする。ただし、本人の意思によりその後も広報活動等に協力が可能な場合は、都は競技団体等と協議の上、満１８歳を迎える年度末まで１年ごとに期間を延長できる。
- ３ 競技団体等は、前年度以前のアンバサダーの任命期間にかかわらず、年度ごとに新たにアンバサダーを推薦することができる。
- ４ アンバサダーには、賞賜金として、１０万円を上限として支払う。
- ５ 第２項に基づく任命期間の延長により、活動が複数年度にわたる場合であっても、賞賜金は第５により各競技団体等からの推薦を受け任命された年度のみ支払うこととする。
- ６ 賞賜金の支払時期は、原則として、第４第（１）及び（２）の活動が確認された翌四半期末までとする。

（任命の取消し）

第７ アンバサダーが、次の各号のいずれかに該当した場合、都は、当該アンバサダーの任命を取り消し、既に交付した賞賜金がある場合は、賞賜金全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 第4に定める活動を行わない場合（災害、その他アンバサダーの責めに帰することができない事由により活動ができなかった場合を除く。）
- (2) 偽り、その他不正な手段によりアンバサダーに任命されたことが判明した場合
- (3) 刑事事件に関して起訴され、又は刑に処せられた場合（刑の消滅した者を除く。）
- (4) その他法令上又は社会通念上、アンバサダーとして相応しくないと判断される事由があった場合
- (5) 選手本人からアンバサダー任命辞退の申出があった場合
- (6) その他、都が任命を取り消すことが必要と認めた場合

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、TOKYO ジュニアスポーツアンバサダーに関し必要な事項は、別途定める。